

# 11月は、「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

11月21日(土) 勤労感謝の日の前々日に「全国一斉無料電話相談」を実施します。  
長時間労働、賃金不払残業(サービス残業)などについて、ご相談ください。

労働時間相談ダイヤル(無料)



なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

昨年度の実績としては、82件の相談が寄せられました。具体的には、

- 月に75時間程度の残業を行っているものの、残業手当が全く支払われていない。どうしたらいいか。
  - 月に45時間以上の残業をしているが、月10時間までしか申請できない。どうにかならないか。
- 等の切実な相談が寄せられています。悪質な事案に対しては、管轄の労働基準監督署に情報提供を行う等により、監督指導等に結びつけていきたいと思っておりますので、ご相談ください。

労働することで健康を損なうようなこと、  
労働基準法に違反する賃金不払の残業などはあってはなりません。  
最近話題のメタボリック症候群のように大切なカラダのために改善しなければいけないことはたくさんありますよね。  
労働だって同じです。労使がともに協力しあい  
長時間労働を抑制し改善しましょう。

**しっかり労働時間。  
ちゃんと私の時間。**

労使においては、

- 労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。
  - 「[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準](#)」 (平成13年4月)
- 過重労働による健康障害を防止するために
  - 「[過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置](#)」 (平成20年3月改正)
- 賃金不払残業を解消するために
  - 「[賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針](#)」 (平成15年5月)
- 改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されます。
  - [改正労働基準法が施行されます。](#)

に基づき、労働時間管理の適正化、過重労働による健康障害の防止と賃金不払残業の解消に向けて、主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。



お問い合わせは、

福岡労働局労働基準部監督課(TEL:092-411-4862)まで。